

## 第1章 総則

### 計画の目的

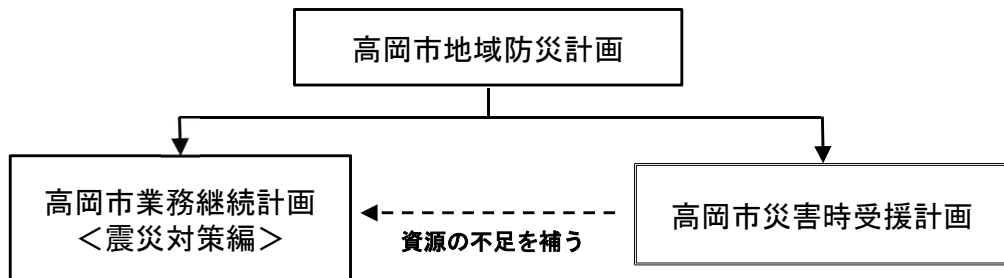
○大規模災害発生時に、県と連携し、他の地方公共団体、民間企業、ボランティア等の各種団体から人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制をあらかじめ整備することにより、迅速かつ効果的な被災者支援を実施。

### 3つの方針

- ① 人的支援の受入れ手順や役割分担の明確化（ヒト）
- ② 物的支援の受入れに係る受援体制の整備（モノ）
- ③ 受援対象業務の選定と迅速に応援要請できる準備（コト）

### 計画の位置づけ

○本計画は、高岡市地域防災計画を具体化する計画の一つとして位置づけ、「高岡市業務継続計画<震災対策編>」にある非常時優先業務に必要な人的・物的資源の不足について、外部からの応援を受け入れるための計画とする。



### 受援体制の開始・解除

#### ○開始

大規模な地震の発生等により、市災害対策本部が設置されるとともに、本市域又は庁舎等に甚大な被害が生じた場合、もしくは災害対策本部長が必要と認めた場合とする。

#### ○解除

人的・物的支援の不足等が改善され、安定的な業務継続が可能となった時点で本計画を解除する。

### 受援体制

○受援業務については、応援を受ける各課において、主体的に実施し、受援に係る全体調整を災害対策本部事務局が行う。

#### <受援担当の業務>

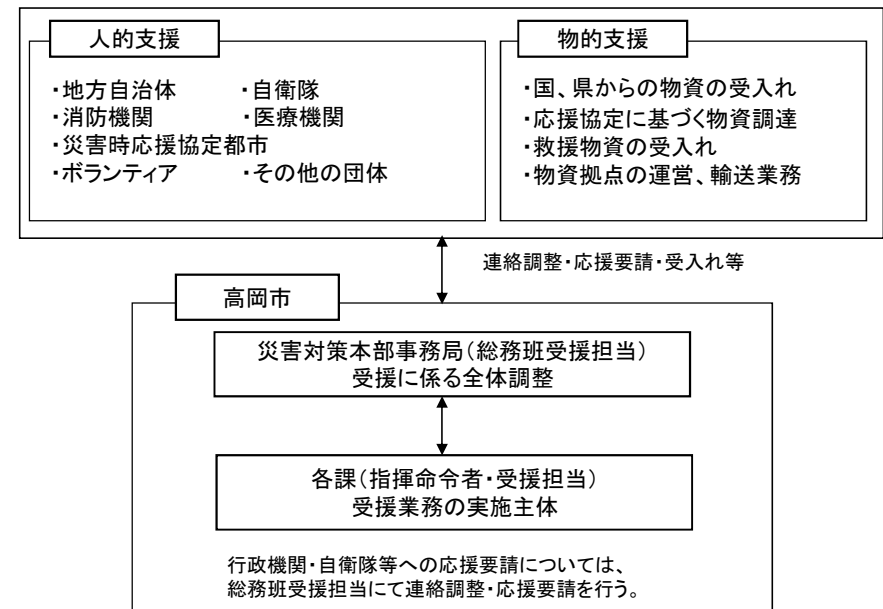
災害対策本部事務局（総務班受援担当）  
 ・受援に関する業務の全体調整  
 （行政機関等への応援要請）

応援を受入れる課（受援課）

- ・受援による業務の実施
- ・応援職員等への指揮
- ・人的・物的資源のニーズの把握
- ・応援職員等の要請
- ・受援状況の報告



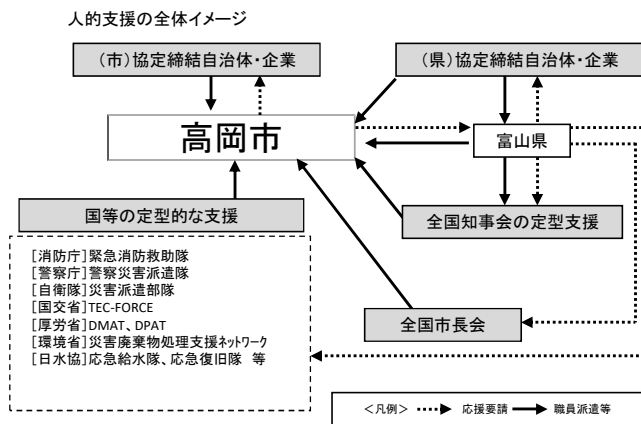
受援体制の概要図



## 第2章 人的支援の受入れ

### 人的支援受入れの全体像

○人的支援は、災害対策基本法をはじめ、個別の相互応援協定に基づくものなど様々な枠組みの中で、国や県、他市町村、民間団体、ボランティア等多様な主体の関わりにより実施されるため、平時から支援を受入れる体制を整備する。



### 人的支援の受入れ手順

○応援要請、受援の準備、応援職員等の受入れ、受援による業務の実施、受援の終了といった、人的支援を受けるうえで必要な手順について事前に整理する。

## 第3章 物的支援の受入れ

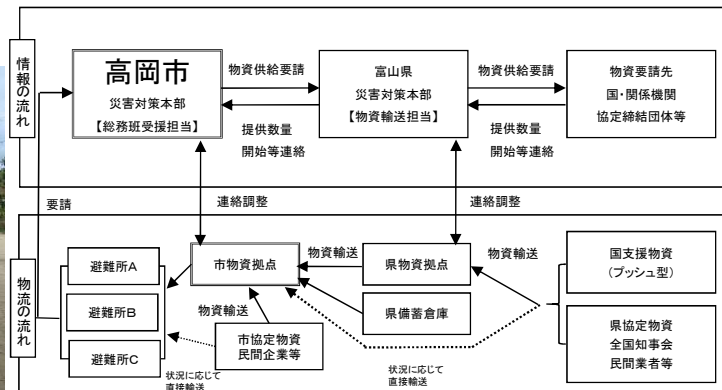
### 物的支援受入れの全体像

○まずは本市の備蓄物資を供給し、不足する場合には、県・協定都市に物資の供給を要請する。

○市からの要請を待たず実施される国のプッシュ型支援物資を受入れる。

### 物的支援の受入イメージ

《緊急物資輸送車》



## 第4章 広域応援部隊の受援体制

### 広域応援部隊の受入れ

《TEC-FORCE 緊急災害対策派遣隊》



○全国から派遣される自衛隊（災害派遣部隊）や消防（緊急消防援助隊）、警察（警察災害派遣隊）、国土交通省（TEC-FORCE：緊急災害対策派遣隊）、海上保安庁ができる限り迅速かつ的確に本市で救助・救急、消火、応急復旧活動が行えるよう、県と連携し受入れ体制を整備する。

### 保健医療活動チームの受入れ

○市内の医師会、歯科医師会、薬剤師会のほか、県と連携し、全国からの保健医療活動チーム（DMAT、JMAT、DPATなど）による応援を円滑に受け入れる体制を整備する。

《DMAT 災害派遣医療チーム》



《日本赤十字救護班》



### 災害ボランティアの受入れ

○市社会福祉協議会は、災害対策本部と連携し、災害救援ボランティア本部を設置し、全国から多く駆けつけるボランティアの円滑な受入れ体制と被災者ニーズに沿った活動体制を整備する。



## 第5章 その他の受援

### 緊急輸送ルートの確保

○人員や物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、県と連携し、陸・海・空の緊急輸送ルートを確認する。

### 燃料・電力・ガスの供給

○災害拠点病院、避難所などの重要施設に必要な燃料・電力・ガスの優先供給を要請する。